

可觀小説卷八

一、御鷹野天氣目利上手の事

上様御鷹野被爲好、毎々御出の處、天氣の陰晴難計候に付、御召に不叶事共御座候。已に去年極月五日出御の後大風起り、御一騎にて御還城の儀も御座候。紀州に成御座候内、浦方御かご役の内、名譽の天氣目利有之候。其者被召寄相考候所、あひ申事無之候。土地の違候故にて可有之と申候。當地にも目利巧者可有之候と御尋の所、靈岸島に宇佐美屋徳左衛門と申酒屋有之候。此者三日以後の陰晴風雨相考候に、違申儀無之候旨御聞に付、正月以來此者相考、注文を以て御城へ差上申候。正月廿九日御鷹野前の考などは、別て能く合申候。三日前に注文差上候趣、廿八日朝の内微雨、晝以後大雨、廿九日朝より快晴と奉存候旨申上候所、少も違不申候て、廿九日中川へ被爲成候。其後一度も違不申候に付、爲御褒美白銀三枚被下候。昨九日可爲御鷹野とて、三日前御尋有之候所、雨降可申旨如例注文上之候。然所昨今は雨降不申候。昨日の考初て違申旨。八月十日、戶倉善佐、服部友益話。

一、白山を加賀の山とする事

越前・加賀の境、立花と細呂木との間に、よめ落しと云ふ小川あり。此水をよめおとしの瀧と云。むかしは水多く落けれども、今は水源にて用水に所々へ取候故、水少く成候。此水は白山の七分許山腰より流出候。此水の西北は賀州にて、鹿島迄流行。白山を賀州の山とするも是にて知申候。若此水なくば、山は越前の地へ多くかゝり候故、越前山と可申事也と。立花村老人、爲足輕市島久左衛門作久左衛門、証之。

一、越中・越後の國境上の山村

越中・越後の山境に上の山と云村あり。三日市より入り、境川の源を越る也。微妙公の御代、其所の百姓五人に鐵炮五挺被下、其外農具等被下、作取に被仰付候。若右の境を何者にて、忍て越る者あらば、打捨に可仕よしにて、境守仕候旨所の者申候。只今は三十軒許の村也。越後關山へ出候旨。足輕市島久話

一、手渡し越・さら／＼越等の間道

駒廻の少し彼方より山路を超候へば、信州松本へ出申候。足輕野村治左衛門罷通り候。則繪圖二枚別に有之候。村名

里數等委細の事也。信州地藏峠並東海道桑名よりの間道市島久左衛門罷通り候。繪圖別に有之。足輕田中彌太夫、賀州戸室山越に、飛州高山へ相越候。秋の日にて一日には罷り越候。是は手渡し越と申候て、嶮岨の所にて候。人足各立並びて、米一俵あて手渡しに仕達し候。石川郡の兵糧被遣候には、心安く參申圖りに候。御領國に成不申前は、宮腰の鹽を、此路より高山へ取運候よし、所の者申候。彌太夫度々飛州へ此路より參候故、村名里數も覺候へども、御横目役にて參候故、左様の委敷事をば難申聞候旨にて、有増を潜に申候。野村治右衛門、越中三日市の邊上野といふ所より、信州松本への路罷通り覺申候。是も御横目に付、村名里數は難申聞候旨申候。立山より流出候川、越後の方へ流候者、姫川の源にて候。其所に橋もあり、涉て參り候所も有之候。美濃へも罷出候。佐々成政のさら／＼越を被通候と申も、此路のよし所の人申候。實のさら／＼越は、立山より東海道の方へ流出候川有之。其所の嶮難の路を申候。中々六月にても、通申事の成候所にて無之候。實に成政さら／＼越を通りたるにてはなく、治右衛門罷通り候姫

川の源を越候路を通り候て、さら／＼越と申たるものと村人申候。

一、酒井左衛門佐を尉に改めらるゝ事

今茲仲秋の日、酒井左衛門佐忠直の第へ、御使に參候所、御答水野郷右衛門といふ者申述候とて、左衛門尉申上候と申候に付、不審に存じ罷歸候節、左衛門尉様と被仰聞候様に承候旨、挨拶いたし候所、郷右衛門申候は、下司佐にて候所、去廿八日願の通尉に御改に付、其以來尉と申候旨申聞候。此儀難心得事故追て承合候へば、文昭公御代水野郷右衛門大夫、酒井左衛門尉及紀州の安藤帶刀等、皆位階に相當せざる事御僉議有之。幸近衛太閤御下向の節御示談にて、右衛門大夫は左衛門佐、左衛門尉は左衛門佐、帶刀は諸大夫故内膳正に相改申候。然所當御代に罷成候て僉議は、官位相當せざる儀は不苦事、武家の故實にて先祖の稱を用ひ來候て、其名も相知申候由にて、右衛門佐は右衛門大夫、安藤内膳正は帶刀に罷成候旨。今の武職には、安左衛門佐殿は、此度被相願候て、尉に被罷成候由。此趣不承候ては、何とも不審晴がたく候。不存寄事ゆゑ記し置ぬ。